

小松島市コミュニティ助成事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施するコミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）に係る市から自治総合センターへの申請その他の事務を公正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、実施要綱で規定するもののうち、一般コミュニティ助成事業とする。

(補助対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、実施要綱で規定する事業実施主体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、実施要綱で規定する助成対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱に基づき、自治総合センターから助成の決定を受けた額とする。

(申請)

第6条 助成事業の申請を希望する団体は、コミュニティ助成事業助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合、団体が申請できる事業は1年度につき1件とする。

- (1) 事業実施主体の会則若しくは規約又はこれに類するもの
- (2) 事業実施主体の当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 事業の見積書等の写し
- (4) 事業内容に関する資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

(審査等)

第7条 市長は、前条の申請を受理し、助成事業の基準に適合している事業と認めたときは、県を経由し自治総合センターに提出するものとする。ただし、県又は自治総合センターが定める件数を超える場合は、次に掲げる基準により優先順位を定め、対象事業を決定するものとする。

- (1) 事業の公益性
- (2) 事業の将来性
- (3) 事業計画の適切性

(4) 助成の公平性

2 市長は、前項の結果について当該申請に係る団体に対し通知するものとする。

(助成の決定)

第8条 市長は、自治総合センターから助成金の決定又は不決定の通知があった場合は、速やかに当該申請に係る団体に対しその結果を通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 助成を受けた団体は、事業実施前において当該助成事業の内容に変更が生じた場合は、速やかにコミュニティ助成事業変更申請書(様式第2号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、自治総合センターの承認を得られた場合に限り、変更の承認を行うものとする。

(交付の手続き)

第10条 助成の決定を受けた団体への助成金の交付の手続きについては、小松島市補助金等の交付に関する規則(平成18年規則第31号)に基づき行うものとする。

(実績報告書)

第11条 助成の決定を受けた団体は、当該助成事業が完了したときは、コミュニティ助成事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他支払いに関する資料
- (2) 管理運営規程及び備品台帳
- (3) 補助事業の完了写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第12条 助成金の交付を受けたものは、当該助成金により取得した備品等について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(証拠書類の保存)

第13条 助成を受けた団体は、助成事業に係る帳簿その他証拠書類を整備し、助成事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(次年度以降の申請の制限)

第14条 助成の決定を受けた団体は、次年度以降10年間は、実施要綱に規定する事業のうち同種同事業については助成の申請を行えないものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月15日より施行する。